



令和3年度 「地域型住宅グリーン化事業」

一般社団法人香川県総合建設センター

R2年度事業からの主な変更点

1. 申請方式について

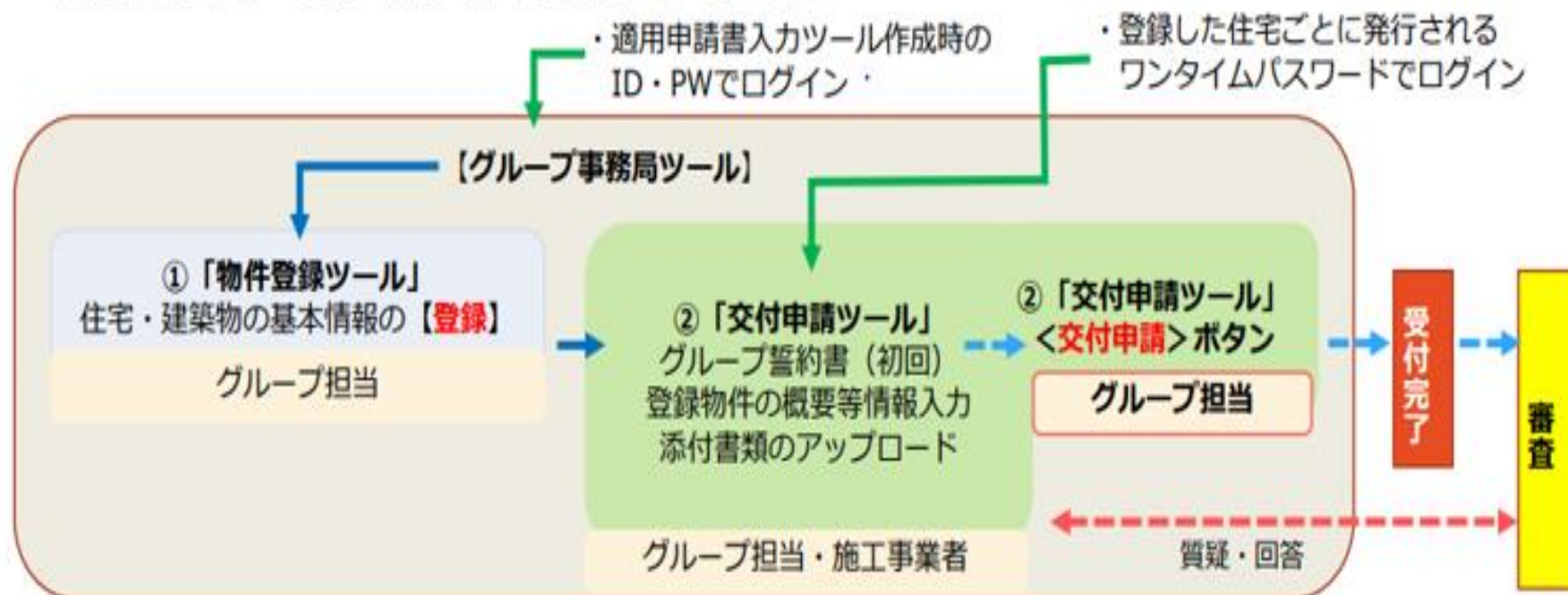
- (1) 交付申請、完了実績報告等、すべての手続きを支援室がWebサイト上で提供するシステム(以下、『申請報告ツール』という)を用いて、電子申請方式で行う
原則として、紙媒体での書類提出は受付不可

R2年度事業からの主な変更点

- (2) 『申請報告ツール』にアクセスできるのは、グループが使用を認めた事務局担当者及び施工事業者に限る
交付申請及び実績報告において、
個々の物件情報にアクセスする際は、
『交付申請ツール』、『実績報告ツール』
へのログインの度に発行されるワンタイム
パスワードが必要

R2年度事業からの主な変更点

ー 申請情報登録～交付申請（申請受付）までの流れ ー



※電子申請システムのご利用方法等につきましては、別途、実施支援室のホームページ等でご案内します。

R2年度事業からの主な変更点

2. 長寿命型に係る変更

「省エネ強化加算」 新設

長期優良住宅の認定を取得し、かつ、
BEIが0.8以下の場合、一戸あたりの
補助上限額を30万円引き上げ

* 完了実績報告時に対象住宅における住宅版BELS認証が必要です。BELS認証の取得においては、令和元年度に改正された新地域区分に基づく申請を必須とします。

R2年度事業からの主な変更点

3. 高度省エネ型に係る変更

「未経験工務店」と「経験工務店」
の区分の廃止

一戸当たり上限額を70万円に引き下げ

R2年度事業からの主な変更点

4. 施工事業者1社が受けられる補助金 上限額

長寿命型

ゼロ・エネルギー住宅型

➡ 引き上げ

高度省エネ型

➡ 引き下げ

R2年度事業からの主な変更点

三世代同居加算の適用を受ける住宅を
建てる場合及び、被災地の存する施工
事業者の場合に適用される上限額の緩
和措置の廃止

上限緩和に必要な未経験工務店による
活用戶数及び1事業者あたりの補助金
上限額の引き上げ

1社あたりの補助金の上限

	長寿命型		ゼロ・エネルギー住宅型		高度省エネ型 ※1
補助金 活用実績 (H27～R2)	3戸 以下	4戸 以上	3戸 以下	4戸 以上	—
上限額	770万円 (7戸相当)	700万円 (7戸相当)	560万円 (4戸相当)	500万円 (4戸相当)	280万円 (4戸相当)

※1 認定低炭素住宅・性能向上計画認定住宅の合計

1社あたりの補助金の上限(Ⅱ期)

◆未経験工務店がⅠ期中に一定以上補助金を活用したグループは
Ⅱ期より施工事業者1社が受けられる補助金額の上限を緩和

	長寿命型		ゼロ・エネルギー住宅型		高度省エネ型 ※1
補助金 活用実績 (H27～R1)	3戸 以下	4戸 以上	3戸 以下	4戸 以上	—
上限額	1540万円 (14戸相当)	1400万円 (14戸相当)	1120万円 (8戸相当)	1000万円 (8戸相当)	560万円 (8戸相当)

※1 認定低炭素住宅・性能向上計画認定住宅の合計

R2年度事業からの主な変更点

5. 各種加算メニューに関する変更

「若者・子育て世帯加算」新設

補助対象の住宅の建築主が40歳未満、
又は、建築主が18歳未満の子供と同居
の場合、30万円を上限に補助金額加算

「地域材加算」「三世代同居加算」

「若者子育て世帯加算」の併用は不可

R2年度事業からの主な変更点

6. 建築地に係る制限について

住宅が「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」第9条第1項の規定に基づく「土砂災害特別警戒区域」に掛かっている場合は、補助対象外 *

* 優良建築物型、省エネ改修型以外

R2年度事業からの主な変更点

6. 事業完了について

事業完了報告の提出の要件となる「事業完了」の時期を見直し、契約形態に応じて変更

請負契約による住宅

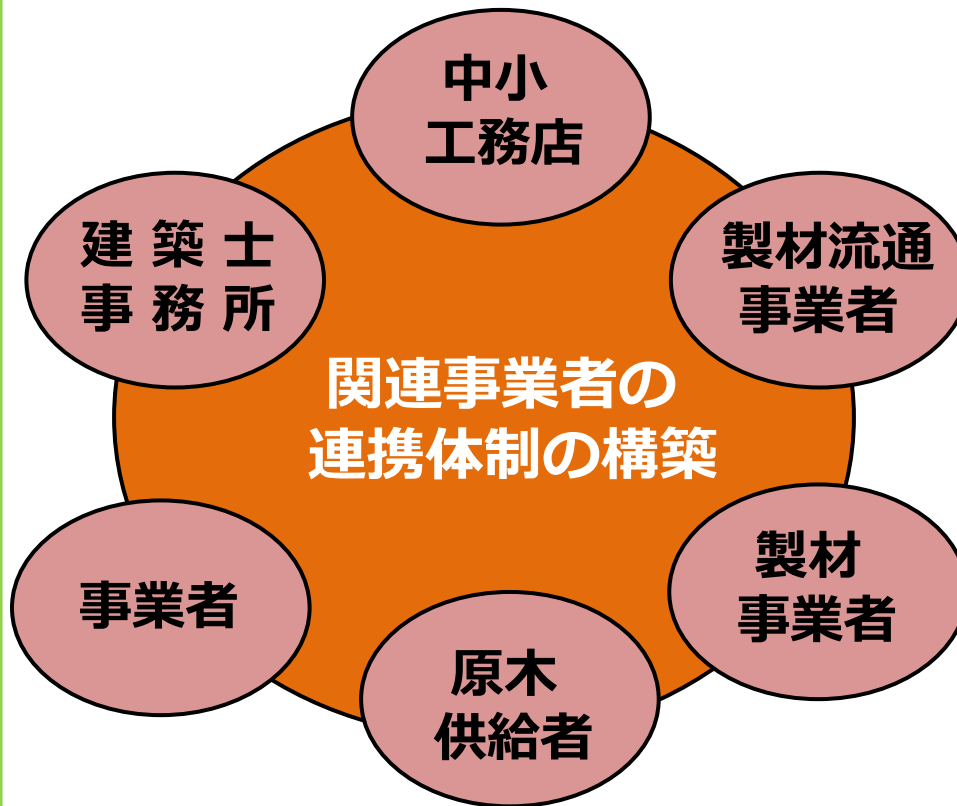
対象住宅の工事が完了し、契約に基づく
工事費全額が精算された時点

売買契約による住宅

対象住宅の工事が完了し、売買契約の締結、
契約に基づく費用全額が精算された時点

事業の流れ

グループの構築



共通ルールの設定

- ・ 地域型住宅の企画・仕様
- ・ 資材の供給・加工・利用
- ・ 積算・施工方法
- ・ 維持管理方法
- ・ その他、グループの取組

地域型住宅・建築物の整備

補助対象

長寿命型

長期優良住宅

高度省エネ型

認定低炭素住宅

性能向上計画認定住宅

ゼロエネルギー住宅型

ゼロ・エネルギー住宅

省エネ改修型

省エネ性能が一定程度
向上する断熱改修

補助対象(住宅)のイメージ



補助対象

優良建築物型

認定低炭素建築物など一定の良質な建築物

補助対象(建築物)のイメージ



外皮の高断熱化

1 次エネルギー消費量が
基準と比べ少ない

その他一定の措置（選択）

- ・ BEMS の導入
- ・ 節水対策
- ・ ヒートアイランド対策 等

《長寿命型・高度省エネ型・ゼロ・エネ住宅型》 事業の要件

◆次の全ての要件を満たす木造住宅

1. 主要構造部が木造であること
2. グループの共通ルールに則し、グループ構成員の中小住宅生産者により供給される新築であること（ゼロ・エネルギー住宅は改修も対象）

《長寿命型・高度省エネ型・ゼロ・エネ住宅型》 事業の要件

3. 事業の種類に応じた次の要件をみたすもの

長寿命型

長期優良住宅の認定を受けたもの

ゼロ・エネルギー
住宅型

- ①一次エネルギー消費量が正味(ネット)で概ねゼロとなる住宅であるもの
- ②ZEHの強化外皮基準値以下の性能を有するもの

高度省エネ型
(認定低炭素住宅)

低炭素住宅の認定を受けたもの

高度省エネ型
(性能向上計画認定住宅)

性能向上計画の認定を受けたもの

《長寿命型・高度省エネ型・ゼロ・エネ住宅型》 事業の要件

4. 対象住宅に係る事業者のうち設計者、施工管理者、大工技能者の何れか1人が、住宅省エネルギー技講習会の修了者、または本事業で定める令和3年に実施する講習会等の受講者であること

《長寿命型・高度省エネ型・ゼロ・エネ住宅型》 事業の要件

5. 採択通知の日付(令和3年6月10日)以降に
着工すること(改修は改修工事の開始)
6. 主要構造部に用いる木材はグループが定める
地域材を使用すること

《長寿命型・高度省エネ型・ゼロ・エネ住宅型》 事業の要件

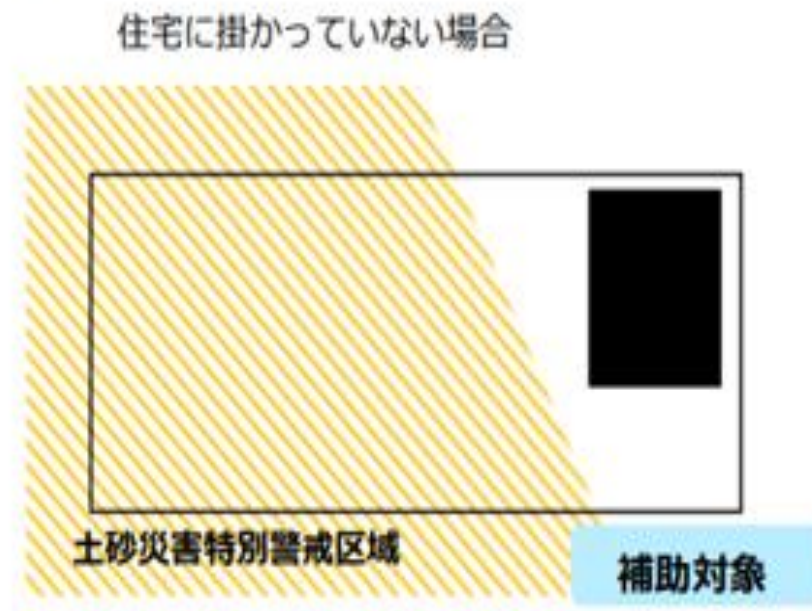
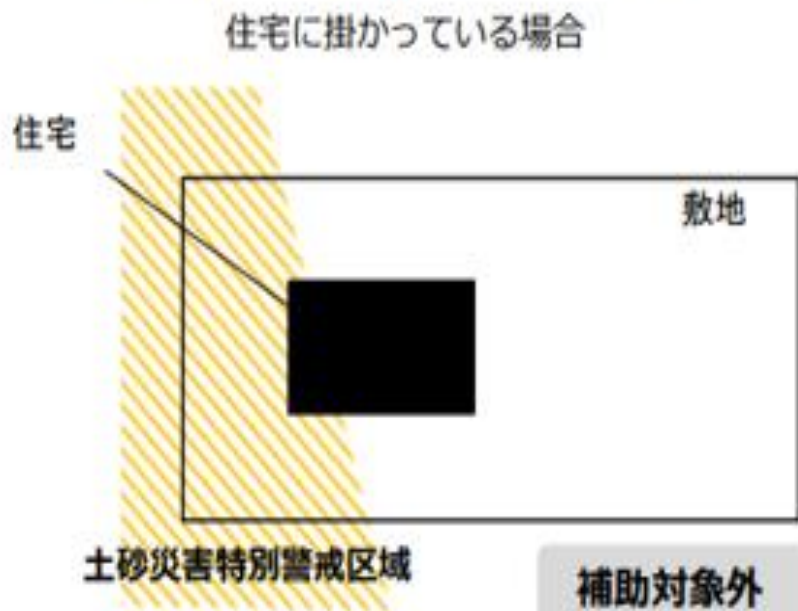
7. 住宅が「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」第9条第1項の規定に基づく「土砂災害特別警戒区域」に掛かっている場合は、補助対象外
- ＊ 優良建築物型、省エネ改修型以外

交付申請時に、建築士による『住宅立地区域』に関する確認書を提出
(区域の指定の有無については、建設地の地方公共団体に問い合わせてください)

《長寿命型・高度省エネ型・ゼロ・エネ住宅型》 事業の要件

「土砂災害特別警戒区域」に敷地の一部が掛かってても、
住宅が掛かっていなければ補助対象

＜土砂災害特別警戒区域における住宅の取り扱い＞



《長寿命型・高度省エネ型・ゼロ・エネ住宅型》 事業の要件

8. 施工事業者は、補助対象となる住宅の工事を元請けとして行うこと

＊元請け …… 全体工事費の過半を請け負う

元請けとならず、建築主が複数の専門業者に直接発注する方式（直営）で建設する場合は補助対象外

《高度省エネ型・ゼロ・エネ住宅型》 事業の要件

9. 外皮計算、一次エネルギー消費量計算に寄与する工事は、原則として元請けである施工事業者が工事を行うこと
ただし、太陽光発電設備は補助対象外の工事であるため、施工者について制限はありません

補助額の上限

長寿命型

長期優良住宅の活用実績の合計

補助額の上限

3戸以下	110万円/戸	
4戸以上	100万円/戸	※1

※1 ①補助対象経費 × 1/10以内
②補助額の上限
→①②の低い額 *

* 下限は50万とし5万単位で設定
5万円ごとの端数は切捨て

補助額の上限

ゼロエネルギー住宅型

ゼロエネルギー住宅の活用実績の合計

補助額の上限

3戸以下 140万円/戸

4戸以上 125万円/戸 ※2

- ※2
- ①補助対象経費(掛かり増し日)×1/2以内
 - ②新築(請負)は補助対象経費×1/10以内
 - ③補助額の上限
- ①③又は②③の低い額 *

* 下限は50万とし5万単位で設定
5万円ごとの端数は切捨て

補助額の上限

高度省エネ型

補助額の上限
1戸あたり 70万円/戸 ※3

※3 ①補助対象経費 × 1/10以内
②補助額の上限
→①②の低い額 *

* 下限は50万とし5万単位で設定
5万円ごとの端数は切捨て

省エネ強化加算

◆長期優良住宅の認定を取得し、かつ、BEIの値が0.8以下の場合

省エネ強化加算 (長寿命型)	上限30万円/1戸
-------------------	-----------

- ※ 補助額の上限額 + 省エネ強化加算額
(未経験枠140万円/戸、制限なし枠130万円/戸)が
補助対象経費 × 1/10以内
- ※ 先着順方式では、長寿命型の予算の範囲内で活用可能
(予算内であれば戸数の上限なし)

省エネ強化加算について

評価機関による建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）の評価が★★★★★（BEI値0.8以下）の要件を満たす場合

- ・長寿命型に限定、長期優良住宅の認定取得が必要
- ・BELS評価書の取得が必要で、完了実績時に提出
太陽光発電等がある場合には、これらを含め対象住宅の実態に沿った内容で評価書を取得する

完了実績報告時に、建築士によりBELS評価の内容のとおり
住宅の工事が完了していることを証明 → 結果を提出

省エネ強化加算について

- ・BEIの値の算定方法

「設計一次エネルギー消費量(その他の一次エネルギー消費量を除く)」を

「基準一次エネルギー消費量(その他の一次エネルギー消費量を除く)」で

除して得た値とし、再生可能エネルギー等を除いたもの

→ 太陽光発電やエネファームなどの創エネ設備のエネルギー利用効率化設備に係る削減効果を除く

- ・着工前に、一次エネルギー消費量計算を行い、BEIの値が0.8以下であることを確認しておくこと

地域材加算

◆主要構造材(柱・梁・桁・土台)の過半に地域材を使用する場合

地域材加算
(長寿命型・高度省エネ型・
ゼロ・エネルギー住宅型)

上限20万円/1戸

※ 先着順方式では、**1施工事業者あたり3つの型ごとに1戸まで**加算可能

I 期先着順方式で申請した地域材加算の活用実績は II 期に引き継がれる

三世代同居加算

◆キッチン、浴室、トイレまたは玄関のうち、いずれか2つ以上を対象住宅内に複数箇所設置する場合

三世代同居加算
(長寿命型・高度省エネ型・
ゼロ・エネルギー住宅型)

上限30万円/1戸

※ 各型の予算の範囲内で加算可能。
(予算内であれば**戸数の上限なし**)

完了実績報告時に、建築士により三世代同居対応住宅の要件に適合していることを証明 →結果を提出

若者・子育て世帯加算

- ◆ 建築主が年度当初時点で、40歳未満の場合、又は年度当初時点もしくは交付申請時点で建築主が18歳未満の子供と同居している場合

年度当初 …… 令和3年4月1日

若者・子育て世帯加算
(長寿命型・高度省エネ型・
ゼロ・エネルギー住宅型)

上限30万円/1戸

- ※ 各型の予算の範囲内で加算可能。
(予算内であれば戸数の上限なし)

交付申請時に確認書類を提出

- ・若者：住民票、運転免許証、パスポート、保険証等の写し
- ・子育て：住民票等の写し

各種加算メニューについて

「地域材加算」

「三世代同居加算」

「若者・子育て世帯加算」

の併用は不可

1戸の住宅につきいずれか1種類の活用

「地域材」について

地域材とは、次の全てを満たす木材・木材製品

- ①都道府県により産地が証明される制度等により
認証されたもの
- ②①による認証制度等は、グループが適用申請書で
定めたものであること
- ③原木供給者から対象住宅に納品する事業者まで、
グループ構成員により供給されたものであること

◆地域材を証明するグループ構成員は、**認証制度等において必要かつ有効な登録・認定等を受けた事業者**により供給される必要があります
認証制度等の要求を事前に確認してください

「地域材」について

- ◆対象住宅に使用した地域材の使用量、割合を完了実績報告時に確認
- ◆地域材加算を受けた住宅については、地域材の供給に係わった構成員、証明等を確認
- ◆木材を供給する際は、使用する木材が地域材であるか、グループの共通ルールを満たしていかが、地域材加算を受ける住宅は主要構造材の過半に地域材を使用しているかを十分に確認してください

「地域材」について

地域材の産地	認証制度等の名称
香川県	香川県産木材認証制度
愛媛県	愛媛県中予地域材認証制度
徳島県	徳島県木材認証制度
高知県	高知県木材トレーサビリティ制度
国産材 ・ 外材	合法木材証明制度
国産材 ・ 外材	PEFC証明制度
国産材	SGEC証明制度
国産材 ・ 外材	FSC証明制度
国産材	FIPC証明制度
国産材 ・ 外材	グリーンウッド法に基づく証明

「三世代同居対応住宅」について

対象住宅に 調理室、浴室、便所又は玄関のうち
いずれか2つ以上を複数箇所設置する

* 間取り等について補足説明を求め、三世代同居住宅と認められない場合もあります

調理室

以下の①～③をいずれも設置していること

①給排水設備と接続されたキッチン用水栓及び
キッチン用シンク ※洗面器、手洗い器は不可

②コンロ又はIHクッキングヒーター

(ガス栓又はIH専用コンセントを設けた、シンク
上面と同程度の高さで平らなスペースでも可)

③キッチン用換気設備(IHの場合でも必要)

(建築基準法で定める換気量とし、IHの場合も
150m³/h程度以上の換気量)

「三世代同居対応住宅」について

浴室	給排水設備及び給湯器に接続された浴室又はシャワーがあり、防水の設備がされていること (シャワーユニットでも可→ほかの浴室は浴槽を備えたものとし、脱衣室の同一は不可)
便所	給排水設備と接続された大便器があること 小便器のみは不可 (トイレと浴室が一体のユニットは、浴室、便所のそれぞれを1箇所と判断)

「三世代同居対応住宅」について

玄関

玄関扉と室内土間(土足の着脱スペース及び収納を有し、それぞれの土間の面積が同等)があること

勝手口(調理室、車庫等に直接出入りするためのもの)や外側から施錠できない出入口(窓等)は対象外

- ・玄関ホールがあること
- ・幅は開き戸は800mm以上、引き違い等は1600mm以上
- ・扉が複数でも、内部が同一空間や同線が重複する場合は1か所と判断

補助対象となる経費

補助対象となる建築工事費

科目	説明	
建設工事費 (補助対象 工事費)	主体工事費	建築主体の工事に要する費用
	屋内電機設備 工事費	屋内の電気その他の配線工事及び器具(配電盤を含む)の取り付けに要する費用(玄関ポーチ灯工事含む)
	屋内ガス設備 工事費	屋内のガス設備の設備工事に要する費用(屋外壁面に設置する給湯機含む)
	屋内給排設備 工事費	屋内の給水配管工事、排水配管工事(建築物外の第1ためます及びそれに至る部分の工事含む)及び衛生器具の取り付けに要する費用

* 通常、建築設備として建築物に組み込まれる形で設置されるものは補助対象
現場管理に必要な費用で、事務・通信・運搬・監督の人件費は上記工事費に含める
ことができる

補助対象とならない経費

補助対象外費用

対象外費用		項目
1.用地費・土工事費等		用地費、造成工事、擁壁工事、盛土工事等
2.工事費	本体 関係	地盤改良工事
		解体工事
		インナーガレージ、店舗併用における店舗部分等の工事費(木造住宅の場合) * 工事床面積に応じて、対象外部分工事費を面積按分で見積もることも可
		太陽光発電設備(付属するモニター含む)
		昇降機
		煙突、アンテナ、屋上緑化等

補助対象とならない経費

補助対象外費用

対象外費用		項目
2.工事費	屋外関係	屋外付帯設備、浄化槽、受水槽等
		屋外給排水工事、屋外ガス設備工事
		幹線引き込み工事
		外構工事(屋外緑化工事含む)、ウッドデッキ等
3.購入品		分離して購入できるもの(カーテン、ブラインド、日射調整フィルム、遮熱塗料、遮熱シート、ペレットストーブ、エアコン、後付けの家具等)
4.設計・管理・申請関係費		設計料
		工事監理費
		上下水道申請費、電力会社申請費、行政申請費、各種審査費、BELS申請費、保険保証関係費、地耐力調査費

他の補助事業との併用

- ◆国が実施する他の補助事業(国費が含まれ事業を含む)と併用することは原則できません
地方公共団体が実施する補助事業についても、国費が含まれている場合があります
- ◆国庫補助が含まれているか否かについては、当該地方公共団体にお問い合わせください
- ◆住まい給付金、住まいの復興給付金との併用は可能です
- ◆補助金を併用する際は、本事業の補助対象となる経費から、当該補助事業の補助金を除いた額で補助金を算出します

他の補助事業との併用

◆ 次の事業とは一切の併用はできません。

《新築》① ZEH支援事業

② ZEH + 実証事業

③ **グリーン住宅ポイント制度**

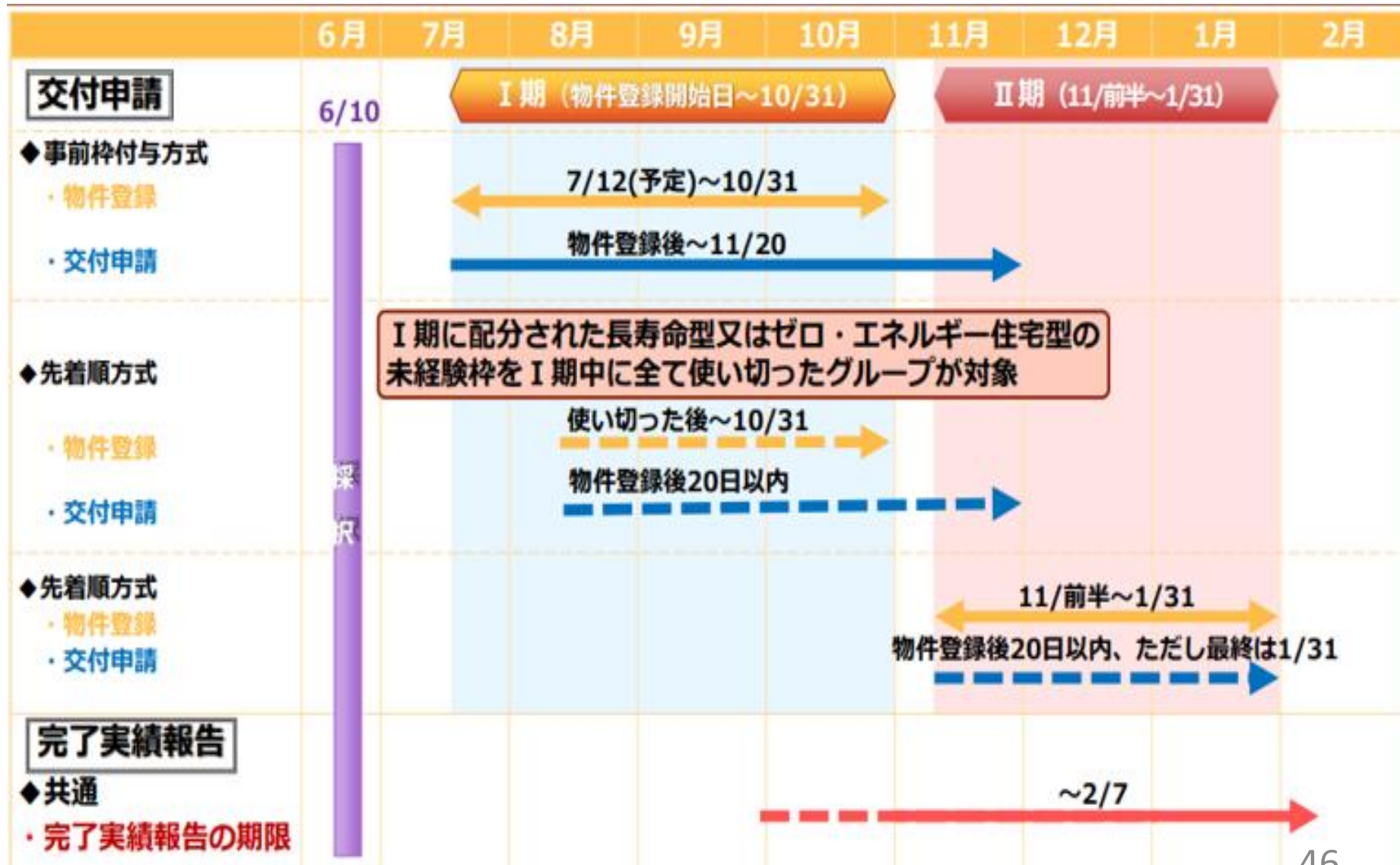
④ 住宅・建築物の建設に関する都道府県等からの補助(国庫補助が含まれているもの)のうち補助対象が本事業と重複するもの

⑤ 同一の住宅を本事業の複数の事業の種類に申請すること

《改修》① 長期優良住宅リフォーム事業

② 住宅・建築物の建設に関する都道府県からの補助(国庫補助が含まれているもの)のうち補助対象が本事業と重複するもの

R3.申請等のスケジュール



R3.申請ツール、交付申請スケジュール

配分方式	『物件登録ツール』 登録期間		交付 申請	交付申請期限 * 1
事前枠 付与方式	I 期	R3.7月12日(予定) ～ R3.10月31日(日)	物件 登録後	R3.11月20日(土)
先着順 方式	I 期	採択時の配分額を 使い切った日 * 2 ～ R3.10月31日(日)	物件 登録後	物件登録後 20日以内 但し、最終は R4.1月31日(月)
	II 期	R3.11月前半 ～ R4.1月31日(月)		

※1 『交付申請ツール』で交付申請ボタンを押下した時点

※2 配分額の全てが、『交付申請ツール』受付となった時点

R3.完了実績報告スケジュール

完了実績報告は期限まで『実績報告ツール』にて報告
完了実績報告が行われない場合は補助金が交付され
ません

完了実績報告提出期限	R4.2月7日(月) または <u>事業完了の1ヶ月後</u> のいずれか早い方の日
------------	---

1 期の先着順方式について

- ◆実施枠
- ①長寿命型(未経験枠) ②長寿命型(制限なし枠)
 - ③ゼロ・エネルギー住宅型(未経験枠)
 - ④ゼロ・エネルギー住宅型(制限なし枠)
 - ⑤高度省エネ型 ⑥省エネ強化加算
 - ⑦地域材加算 ⑧三世代同居加算
 - ⑨若者・子育て加算 ⑩省エネ改修型
 - ⑪優良建築物型

◆⑥は、①、②で申請する補助額に、配分された加算の枠内で加算して活用

◆⑦、⑧、⑨は、①～⑤で申請する補助額に、配分された加算の枠内で加算して活用

(地域材加算、三世代同居加算、若者・子育て加算は併用不可)

Ⅱ期の先着順方式について

- ◆実施枠 ①長寿命型(未経験枠)②長寿命型(制限なし枠)
③ゼロ・エネルギー住宅型(未経験枠)
④ゼロ・エネルギー住宅型(制限なし枠)
⑤高度省エネ型 ⑥省エネ改修型
⑦優良建築物型
- ◆省エネ強化加算は、①、②の予算の範囲内で活用
- ◆地域材加算、三世帯同居加算、若者・子育て世帯加算は別枠を設けず①～⑤の実施枠の予算の範囲内で活用
- ◆地域材加算は1施工事業者あたり3つの型ごとに1戸まで加算可能
(Ⅰ期中の先着順方式の活用実績はⅡ期に引き継がれます)

未経験枠の先着順方式の 通年運用について

I 期配分の長寿命型又は、ゼロ・エネルギー住宅型の未経験枠を I 期中に全て使い切った場合、同型の未経験枠のみ I 期中に先着順枠へ移行可能

未経験枠に加えて、同型の制限なし枠も I 期中に全て使い切った場合、制限なし枠も I 期中に先着順枠へ移行可能

I 期中の配分を使い切った場合の 活用方法のイメージ

	長寿命型			ゼロ・エネルギー型		
未経験枠	使い切った	使い切った	使い切っていない	使い切った	使い切った	使い切っていない
制限なし枠	使い切っていない	使い切った	使い切った	使い切っていない	使い切った	使い切った
▼						
I 期中の 先着順方式への 移行	可 (未経験枠のみ)	可	不可	可 (未経験枠のみ)	可	不可

↑ 未経験枠を使い切ったら先着順方式に移行可 ↑

(注意)“使い切った”とは
配分額(相当戸数分)の全てが、「交付申請ツール」受付となった時点。
実施枠ごとに判断します。

I 期中の配分を使い切った場合に 活用可能な予算額

	長寿命型	ゼロ・エネルギー住宅型
未経験枠	$\begin{aligned} & \text{I 期の未経験枠の配分額} \\ & + \\ & \text{最大限活用可能な加算額} \\ & \times \\ & \text{配分額相当の戸数} \end{aligned}$	$\begin{aligned} & \text{I 期の未経験枠の配分額} \\ & + \\ & \text{最大限活用可能な加算額} \\ & \times \\ & \text{配分額相当の戸数} \end{aligned}$
制限なし 枠	上記(未経験枠)への 追加額の半額 (但し、10万円に満たない 額は切り捨て)	上記(未経験枠)への 追加額の半額 (但し、10万円に満たない額は切 り捨て)

未経験枠の先着順方式の 通年運用について

- ◆ I 期中の先着順方式は、予め確保した予算がなくなり次第、終了
- ◆ 「地域材加算」「三世代同居加算」「若者・子育て世帯加算」「省エネ強化加算」は I 期中の先着順方式の予算の範囲内で活用可能
- ◆ 地域材加算は1施工事業者あたり3つの型ごとに1戸まで加算可能
(I 期中の先着順方式の活用実績は II 期に引き継がれます)

着手・着工・事業完了について

着手	令和3年度内	
着工	ゼロ・エネ住宅型	採択通知日以降
	長寿命型 高度省エネ型	採択通知日以降 かつ認定申請日以降
事業完了	完了実績報告の期限までに事業完了し、 完了実績報告書を提出する ＊売買契約による住宅は、売買契約締結後に 事業完了	

着手・着工・完了

◆次の「着手」「着工」「事業完了」の全てを満たすこと

- ① 着手・・・令和3年度内に着手すること
 - ・ 請負契約による住宅・建築物は
令和3年4月1日～交付申請日までに
工事請負契約を締結したものが対象
 - ・ 売買契約による住宅・建築物は
令和3年6月10日～令和4年3月31日までに
着工したものが対象

※事業完了日までに完了実績報告書が提出できるよう
着工すること

着手・着工・完了

- ② 着工・・・採択通知の日付(令和3年6月10日)
以降に着工
(根切り工事や基礎杭打ち工事に
着手した時点)

※柱状改良や鋼管による地盤改良の場合は、これらの
工事に着手した日を本事業の着工日とする

※計画変更で追加する施工事業者は追加する計画変更
受付期間最終日の翌日以降に着工が可能

※着工の際は、長期優良住宅や認定低炭素住宅等の認定申請日
以降等、対象住宅・建築物に係る 関係法令も順守すること

着手・着工・完了

※採択通知日より以前に着工していないことの確認

採択日以降に現地写真を撮影し交付申請時に提出

＊異なる2か所から撮影したもの2面以上

売買契約の住宅は、着工直後の敷地写真を撮影し、
完了実績報告時に提出

写真には、採択通知の番号を記載した看板を写しこむ

現地写真に代えて、下記の書類でも提出可能

- ・採択日以降に交付された確認済証
- ・採択日以降に認定申請した認定通知書
(長寿命型、高度省エネ型のみ)

着手・着工・完了

- ③ 事業完了・・・完了実績報告の期限までに
事業完了し、完了報告書を
提出すること

※事業完了とは工事が完成し、契約額全額が精算
された時点

※売買契約による住宅は、工事が完成し、買主との
売買契約の締結、その費用全額が精算された時点

現地写真の留意事項

撮影時期		長寿命型 高度省エネ型	ゼロエネ住宅
着工前の更地(新築)		●	●
着工直後(新築売買)		●	●
要件に係わる 部分	施工前	—	—
	施工中	—	—
	施工後	—	●
工事完了<外観> (全て)		●	●
三世代同居 対応住宅の要件		●	●

現地写真の留意事項

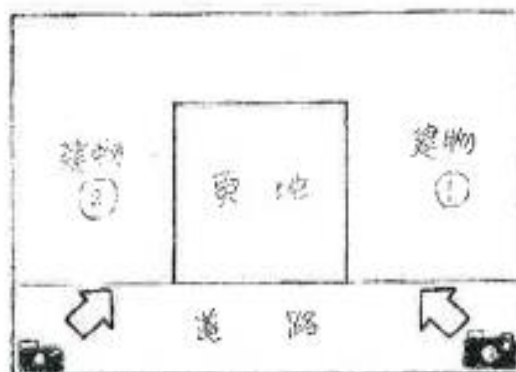
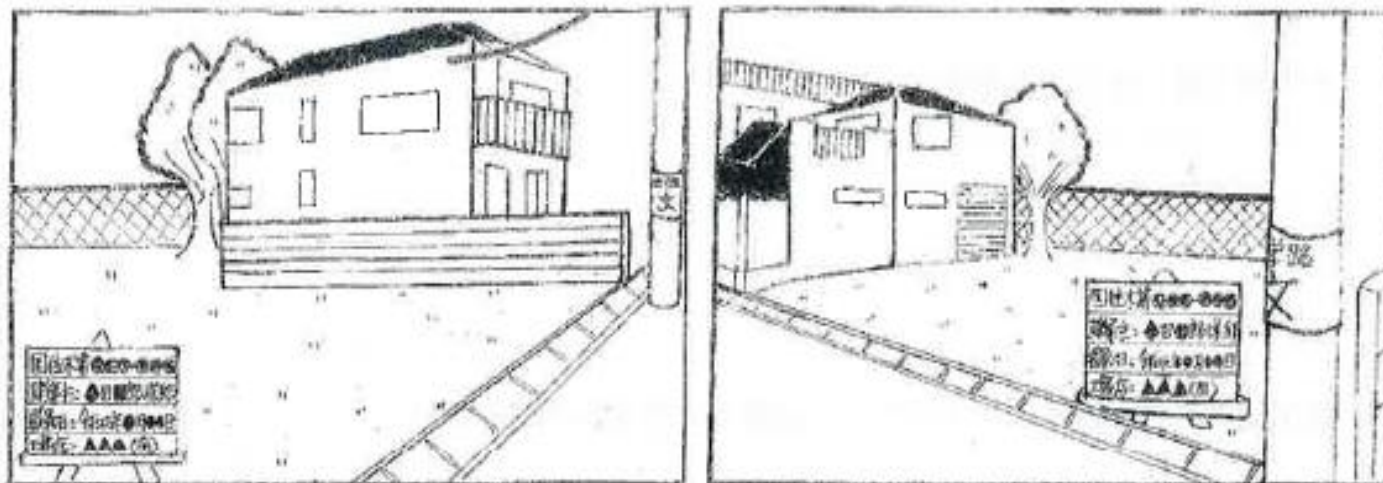
- ①カラーで撮影すること
- ②必ず看板を写しこむこととし、看板には
下記の項目を明記すること
 - ・建築主名または物件名
 - ・撮影日
 - ・採択通知番号**「国住木21」**
(着工前の現地写真及び着工直後の
現地写真に限る)
- ③電子看板は原則不可

現地写真の留意事項

- ④ 看板は、記載内容が鮮明に確認できる大きさとし、敷地全景改修箇所が看板で隠れないこと
- ⑤ 日中に撮影すること
(逆光とならないように注意すること)
- ⑥ 要件が確認できない場合で、再撮影が可能な時は再提出して頂きます

現地写真の留意事項

<良い撮影例>

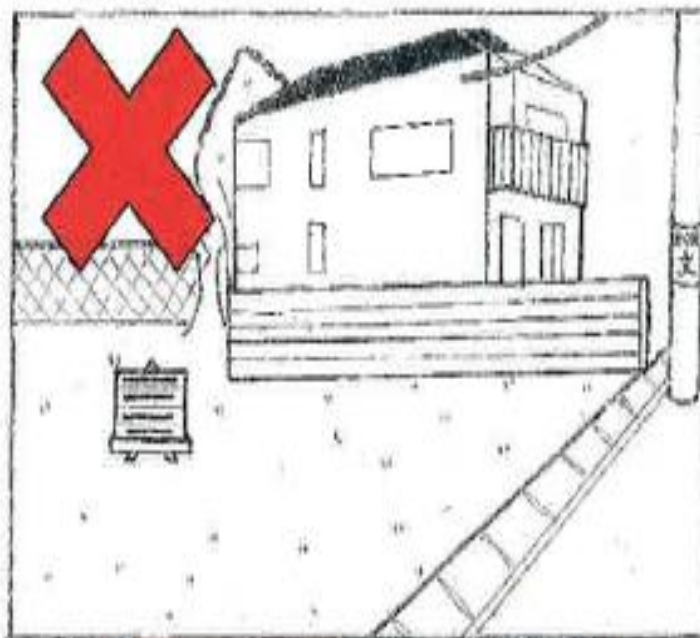


撮影場所

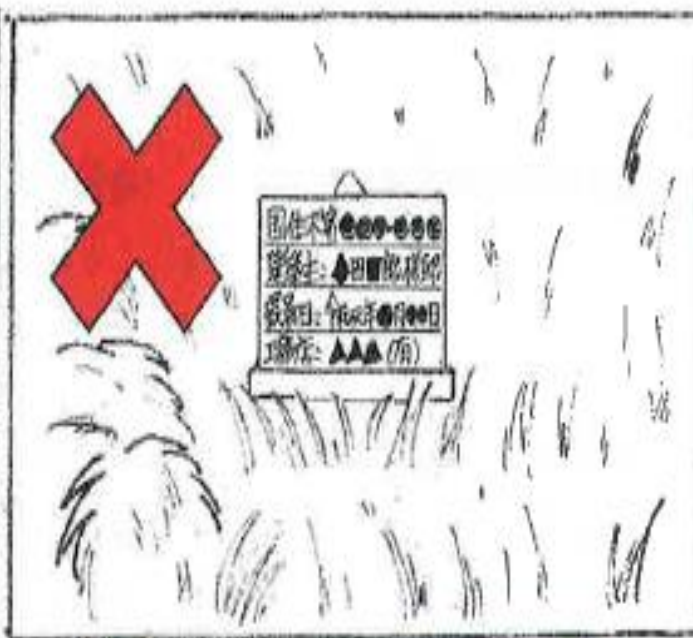
異なる2箇所から、
異なる方向の周辺の
建物等を写し込むことが
できる位置で撮影してく
ださい。

現地写真の留意事項

<悪い撮影例>



遠くて看板が読めない現地写真は
申請書類として受理できません。
看板は明瞭に撮影してください。



周辺建物を写し込んでいない、敷地
全景が確認できない現地写真は申請
書類として受理できません。

交付申請書類提出の留意事項

《工事請負契約書①》

- ◆ 提出いただく請負契約書は、**令和3年4月1日から
交付申請日までの間に締結**されたものが対象
- ◆ 次の内容を満たす工事請負契約書（一对の工事注文書と注文請書を含む）を交付申請時に提出
 - ・発注者（建築主）・請負者の記名・押印
 - ・契約日
 - ・工事期間（始期及び終期）
 - ・契約額（税額が記入されていること）
 - ・対象住宅の情報（住宅の所在地）
 - ・支払い時期・額
 - ・収入印紙の貼付消印や印紙税納付計器による納付印があるもの

交付申請書類提出の留意事項

《工事請負契約書②》

- ◆ 建設場所は契約前に必ず地名地番を確認
誤記入に注意する
- ◆ 契約書が連名の場合は、物件登録、交付申請書、
共同事業実施規約も同様に連名とする
- ◆ 共同事業実施規約に建築主の印は、工事請負契約
に押印した印鑑と同じものを使用する

交付申請書類提出の留意事項

《工事請負契約書③》

- ◆ 交付申請で提出した契約書は、大切に保管してください
- ◆ 審査時や現地検査時などに、必要に応じて交付申請時に提出された契約書の原本を確認します
原本が確認できない場合は、補助金が交付されないことがあります

交付申請書類提出の留意事項

《工事請負契約書④》

- ◆ 交付申請時に提出した**契約の内容に変更**（工事の追加削減、仕様変更による経費の変更等）が生じる場合は、**新規に契約書を作りなおすことはせず、契約した内容を変更する変更工事請負契約書等を作成し、双方で取り交わし（記名押印、印紙貼り付け）てください**
- ◆ **交付申請後に契約をやり直したり、同じ住宅で提出し契約書と事なる契約が締結されている場合は、当該交付申請は無効（交付決定済みの場合は取り消し）とし、補助金はお支払いいたしません**

完了実績報告提出の留意事項

- ◆ 領収書の写し及び送金伝票等の両方の写しの提出が必要となります
- ◆ 工事費の支払いは、現金手渡しではなく、金融機関等を利用する事が必須となります
- ◆ 完了実績報告では、領収書の額の合計と契約書の契約額の合計が一致することを確認します
- ◆ 「領収書」と「送金伝票等」の両方が揃わない場合は補助金が支払われないことや減額となる場合があります

完了実績報告提出の留意事項

※領収書の写しとは

領収額、発行者(受注者)、発行先(発注者)、支払日が明記され、収入印紙に貼り付け消印があり、施工事業者が建築主(売買契約による住宅は買主)に交付したものの写し

※送金伝票の写しとは

金融機関等の第三者を通じた支払いが確認できる通帳、払込受付書(金融機関の受付印があるもの)、払込明細書、インターネットバンキングの入出金明細照会等の写し

地域材の提出書類

《地域材加算を受ける場合のみ》

主要構造材（柱・梁桁・土台）の使用割合や使用量が確認できる資料を提出

* 取り扱い事業者登録書の写し

- ・ **地域材を証明した最終の事業者**
（合法木材であれば最終出荷者）
- ・ **木材を扱った時期や証明した時期に有効**であること

* 地域材の証明書等の写し

- ・ **施工事業者宛の証明書**
証明する住宅の情報も明記し、発行者として押印
- ・ 証明者、登録番号、日付、制度で必要とする表示事項等を記載、証明する木材（サイズ、本数、材積、樹種）を明確にしてください

地域材の提出書類

* 木材の納品書の写し

・ **施工事業者宛の証明書**

証明する住宅の情報も明記し、発行者として押印

- ・ 柱・梁・桁・土台の全数を提出
- ・ 共通ルールを満たしていることが確認できるよう部位ごとに集計
- ・ 納品する木材(サイズ、本数、材積)を明確にしてください

* 木拾表

- ・ 納品書等において使用部位ごとに集計されている場合は
木拾表の作成は不要
- ・ 木拾表を作成する際は、地域材の証明書等、納品書の木材の内
訳(サイズ、本数、材積)を整合

一般社団法人香川県総合建設センターHP

香川県高松市にある中小建築業者のサポーター 香川県総合建設センターです。一人親方・建設国保・労働保険・リフォーム相談

一般社団法人

香川県総合建設センター

お問い合わせはこちら
087-862-3691
月～金 9:00～17:00

香川県総合建設センター

入会案内

センター概要

会員特典

災害協定

工務店サポート事業

耐震・住宅リフォーム相談窓口

各種講習会

取扱共済制度

トップページ

アクセス

リンク

お問い合わせ

当センターは、
会員企業様の飛躍のために、
そして建設業界の発展のために、
総合的なサポートをおこなっています。

こちらより
お入り下さい

INFORMATION

総合建設センター

グリーン化事業

労働保険事務組合

建設国保組合

一人親方労災保険

2021.05.17 **お知らせNew** 一人親方労災保険 新年度加入申込み受付中！

センターからのお知らせ

※すまい給付金申請受付は、予約制となっておりますので必ずご予約をお願いいたします。

労働保険

一人親方労災保険

事業主特別加入労災

労働保険とは

各種助成金